

平成十九年十二月十九日提出
質問第三四四号

自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六八第二一二号)を踏まえ、以下質問する。

- 一 「政府答弁書」で、自衛隊員の自殺防止のための防衛省の取り組みについて、「防衛省として、自衛隊員の自殺防止については、防衛庁(当時)に設置された『自衛隊員のメンタルヘルスに関する検討会』による平成十二年十月六日の『自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言』を踏まえ、二十四時間受付相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策を検討し、実施してきたところである。」との答弁がなされているが、右答弁にある①二十四時間受付相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、②メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、③自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策の三点の自殺防止対策(以下、「自殺防止対策」という。)の具体的な内容につき、説明されたい。

- 二 「自殺防止対策」の一環としての自衛隊員を対象としたカウンセリング(以下、「カウンセリング」という。)を、民間会社に委託しているという事実はあるか。

三 「カウンセリング」の一環として、防衛省は「お電話、待っています。必ず力になります。心の悩み…仕事の悩み…部外の経験豊かなカウンセラーが相談に応じます。」とのキャッチコピーの、事業名「あなたのさぽーとダイヤル」、委託先「株式会社セーフティネット」、事業主体名「防衛省共済組合」と書かれ、防衛省、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び防衛省共済組合の職員とその家族を対象にカウンセリングを斡旋するビラ（以下、「ビラ」という。）を自衛隊員に配付していると承知するが、防衛省は「ビラ」にある委託先の株式会社セーフティネット（以下、「セーフティネット」という。）にいつから「カウンセリング」を委託しているか。

四 「カウンセリング」に関する業務を防衛省が「セーフティネット」に委託する際、「セーフティネット」との間でどのような契約が結ばれているか。また、防衛省が「カウンセリング」を「セーフティネット」に委託するに至った経緯を説明されたい。

五 四の契約につき、防衛省より「セーフティネット」に支払われている金額は年間いくらか。三の委託を始めた時期から現在まで、年度ごとに支払われた金額を明らかにされたい。

六 「セーフティネット」に防衛省はじめその他国家公務員が天下ついているという事実はあるか。あるのなら

らば、天下った人物の氏名並びに退職前の官職を全て明らかにされたい。

七 「セーフティネット」の他に、防衛省が「カウンセリング」または「自殺防止対策」の一環としての業務を委託している民間企業・団体はあるか。あるのならば、①委託している企業の名称、②委託するに至った経緯、③契約の内容、④委託を始めてから現在まで支払った金額、⑤防衛省はじめその他国家公務員による天下りの有無、⑥天下った者がいるのならばその全ての氏名並びに退職前の官職の六点につき、それぞれ明らかにされたい。

八 「セーフティネット」はじめ七の「セーフティネット」以外に「カウンセリング」または「自殺防止対策」の一環として防衛省が業務を委託している民間企業・団体は、防衛省が進めている「自殺防止対策」に真に資するものか。右民間企業・団体には、精神科医や専門カウンセラー等、「自殺防止対策」の専門家たり得る人物は配置されているか。

右質問する。